

黒石市教育委員会会計年度任用職員任用規則をここに公布する。

令和4年3月30日

黒石市教育委員会教育長 山内孝行

黒石市教育委員会規則第1号

黒石市教育委員会会計年度任用職員任用規則

(趣旨)

第1条 この規則は、黒石市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任用する会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 教育委員会が任用する会年度任用職員に関する事項でこの規則に定めのないものについては、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）その他の法令及び市の条例、当該条例に基づく規則その他の規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 会計年度任用職員 法第22条の2第1項に規定する非常勤の職員をいう。

(2) 所属長 次のアからエまでに掲げる者をいう。

ア 黒石市教育委員会事務局の組織等に関する規則（平成3年黒石市教育委員会規則第1号）第6条に規定する課長

イ 黒石市立学校設置条例（昭和39年黒石市条例第27号）に規定する学校の校長

ウ 黒石市青少年相談センター規則（平成19年黒石市教育委員会規則第17号）第3条第2項に規定する所長

エ 黒石市立子ども館設置条例（昭和50年黒石市条例第31号）第4条第1項第1号に掲げる館長

（職務等）

第3条 教育委員会が任用する会計年度任用職員（以下「教育委員会会計年度任用職員」という。）の職名、勤務場所及び職務は、別表に定めるところによる。

（任用の手續）

第4条 教育委員会会計年度任用職員は、当該会計年度任用職員の職務の遂行に必要な能力を有する者のうちから、競争試験又は選考により教育委員会が任用する。

2 前項の規定による選考は、公募によるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公募によらないことができる。

(1) 教育委員会会計年度任用職員の職に必要とされる職務遂行能力、職務の専門性、採用の緊急性等の事情から、公募により難いと教育委員会が認める場合

(2) 前年度に設置されていた職又は当該年度に設置されている職（以下この号において「当該職」という。）に任用されていた教育委員会会計年度任用職員を当該職と同一の職務内容と認められる職への任用の選考の対象とする場合において、面接及び当該職におけるその者の勤務実績等に基づき、その能力の実証を行うことができると教育委員会が認める場合

（任期）

第5条 教育委員会会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で教育委員会が定める。

（勤務時間）

第6条 教育委員会会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、一週間当たり35時間以内とし、その具体的な勤務時間及び勤務の割振りは、所属長が

定める。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、教育委員会会計年度任用職員に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に教育委員会会計年度任用職員として任用されている者については、この規則の相当規定により任用されたものとみなす。

(黒石市特別支援教育支援員規則等の廃止)

3 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 黒石市特別支援教育支援員規則（平成24年黒石市教育委員会規則第5号）

(2) 黒石市「UPる」先生任用規則（平成26年黒石市教育委員会規則第2号）

(3) 黒石市歴史文化専門員設置規則（平成12年黒石市教育委員会規則第5号）

(黒石市学習適応指導教室運営規則の一部改正)

4 黒石市学習適応指導教室運営規則（平成19年黒石市教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

2 相談員の任用、勤務条件その他必要な事項については、教育委員会が別に定める。

第5条第3項から第8項までを削る。

第8条の見出しを「(手続)」に改める。

(黒石市青少年相談センター規則の一部改正)

5 黒石市青少年相談センター規則(平成19年黒石市教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「所長」の次に「、専任指導員」を加え、同条第2項中「事務」を「業務」に、「当該職員」を「所属職員」に改め、同条第3項中「職員」を「専任指導員及びその他の職員」に、「相談センターの事務」を「前条及び第5条第2項に規定する業務」に改め、同条に次の1項を加える。

4 専任指導員及びその他の職員の任用、勤務条件その他必要な事項については、教育委員会が別に定める。

別表(第3条関係)

職名	勤務場所	職務
1 事務員	教育委員会事務局の各課	(1) 文書の作成及び管理 (2) 窓口業務 (3) 各種事業に係る補助 (4) その他所属長が必要と認める業務
2 用務員	各学校	(1) 学校の環境整備 (2) 学校施設の小破修繕 (3) 学校給食業務の補助 (4) その他所属長が必要と認める業務
3 栄養士	各学校	(1) 学校給食の献立作成、衛生管理及び食物アレルギー対応業務 (2) 食育指導 (3) 給食員に対する指導及び助言 (4) その他所属長が必要と認める業務
4 給食員	各学校	(1) 学校給食の調理業務 (2) 学校給食施設の設備、器具等の清掃・整理業務 (3) その他所属長が必要と認める業務
5 特別支援教育支援員	各学校	(1) 教育上特別な支援が必要な児童生徒に対する次に掲げる業務 ア 基本的な生活習慣確立のための学校生活上の介助 イ 学習活動、教室移動等における安全

		<p>の確保</p> <p>ウ 健康状態の観察</p> <p>エ 学校行事における介助</p> <p>(2) その他所属長が必要と認める業務</p>
6 学習適応指導相談員	学習適応指導教室	<p>(1) 不登校児童生徒に対する学校復帰の支援、社会的自立を促すための次に掲げる業務</p> <p>ア 学習指導</p> <p>イ 集団生活への適応指導</p> <p>ウ 情緒の安定及び基本的生活習慣の改善のための相談並びに適応指導</p> <p>(2) その他所属長が必要と認める業務</p>
7 算数・数学指導員（UPする先生）	各学校	<p>(1) 小学校における算数の教科指導</p> <p>(2) 中学校における数学の教科指導</p>
8 専任指導員	青少年相談センター	黒石市青少年相談センター規則第3条第3項に規定する業務
9 図書奉仕員	社会教育課	<p>(1) 図書の貸出し、調査及び選定に関する業務</p> <p>(2) 蔵書の管理に関する業務</p> <p>(3) 主催事業及び共催事業の企画に関する業務</p> <p>(4) その他所属長が必要と認める業務</p>
10 事務員	黒石ほるぷ子ども館	<p>(1) 図書の貸出し、調査及び選定に関する業務</p> <p>(2) 蔵書の管理に関する業務</p> <p>(3) 主催事業及び共催事業の企画に関する業務</p> <p>(4) その他所属長が必要と認める業務</p>
11 迫子野木公民館長	迫子野木公民館	<p>(1) 教育長の権限に属する事務の一部を公民館長に委任する規程（昭和36年黒石市教育委員会訓令第1号）第2条に規定する事務</p> <p>(2) 所属の事務員の指揮監督</p>
12 事務員	迫子野木公民館	<p>(1) 黒石市立公民館条例（平成18年黒石市条例第27号）第3条に規定する事業に関する業務</p> <p>(2) その他迫子野木公民館長が必要と認める業務</p>
13 歴史文化専門員	文化スポーツ課	<p>(1) 文化財及び伝統的建造物群保存地区の調査及び研究並びに周知に関する業務</p> <p>(2) 歴史文化の資料の整理に関する業務</p>

(3) その他所属長が必要と認める業務